

適切な賃金水準の確保等の取組み状況に関するアンケート調査(四国版)

平成25年10月
四国建設業協会連合会

【調査の目的】

国は、平成25年度公共工事設計労務単価を15.1%引き上げ建設業界に対して、適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底を要請しております。

この要請に対して、どのような課題があるかを把握し、今後、行政当局に課題改善を要求する基礎資料とするために本調査を実施いたします。

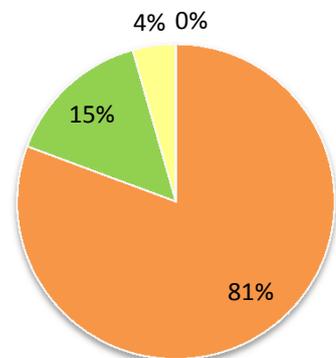
(本調査は上記の目的以外には使用いたしません。)

【アンケート調査結果】

調査企業数 114社回答

・貴社の資本金等について

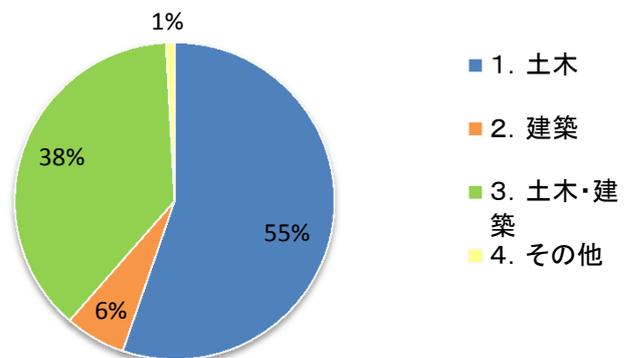
	社数	比率
1. 1000万円未満	0	0%
2. 1000万円～5000万円未満	92	80.7%
3. 5000万円～1億円未満	17	14.9%
4. 1億円～10億円未満	5	4.4%
5. 10億円～50億円未満	0	0%
6. 50億円以上 7. 個人	0	0%
計	114	100%



- 1. 1000万円未満
- 2. 1000万円～5000万円未満
- 3. 5000万円～1億円未満
- 4. 1億円～10億円未満
- 5. 10億円～50億円未満
- 6. 50億円以上 7. 個人

・貴社の事業区分

	社数	比率
1. 土木	63	55.3%
2. 建築	7	6.1%
3. 土木・建築	43	37.7%
4. その他	1	1%
計	114	100%

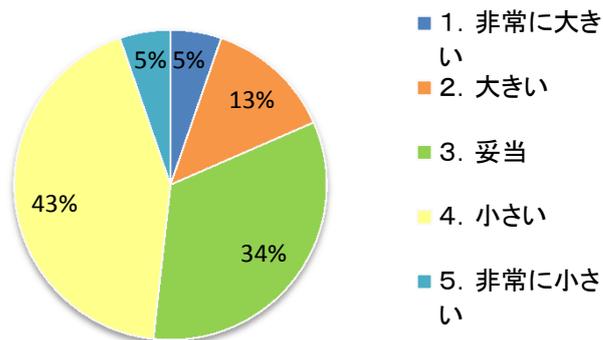


- 1. 土木
- 2. 建築
- 3. 土木・建築
- 4. その他

【公共工事設計労務単価について】

問1. 平成25年度公共工事設計労務単価の引き上げ幅について全体的にどう感じていますか？

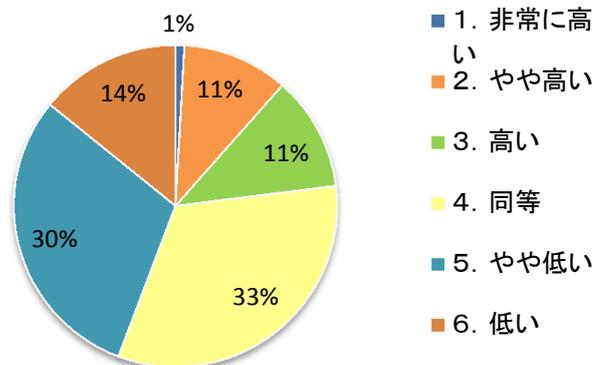
	社数	比率
1. 非常に大きい	6	5.3%
2. 大きい	15	13.2%
3. 妥当	38	33.3%
4. 小さい	49	43.0%
5. 非常に小さい	6	5.3%
計	114	100%



問2. 平成25年度公共工事設計労務単価を、本年4月上旬の実勢労務単価と比較すると、全体的にどう感じていますか？

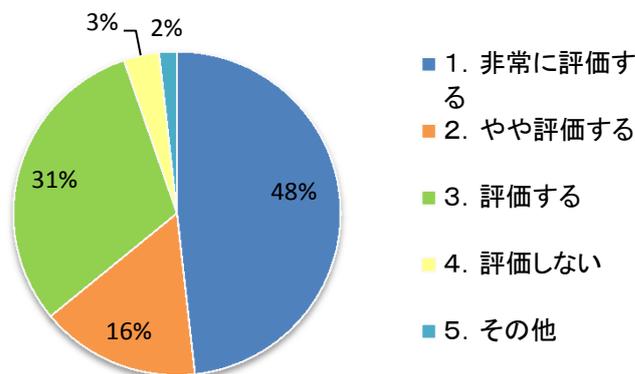
※未記入1社

	社数	比率
1. 非常に高い	1	0.9%
2. やや高い	12	10.6%
3. 高い	13	11.5%
4. 同等	37	32.7%
5. やや低い	34	30.1%
6. 低い	16	14.2%
計	113	100%



問3. 建設業者として公共工事設計労務単価の引き上げをどうお考えですか？

	社数	比率
1. 非常に評価する	55	48.2%
2. やや評価する	18	15.8%
3. 評価する	35	30.7%
4. 評価しない	4	3.5%
5. その他	2	1.8%
計	114	100%

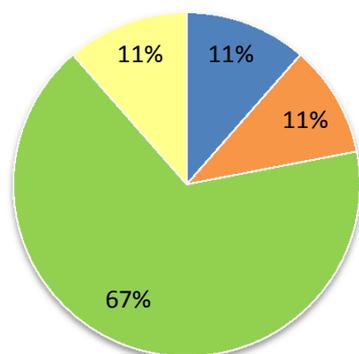


- ・他の産業より低すぎる
- ・単価だけでなく、歩掛を上げてほしい
- ・労務単価を引き上げるだけでは実態から乖離する。歩掛とリンクするようにすべき
- ・実情からは程遠い
- ・評価するが、設計に反映されるのは年末発注くらいからでは

問4. 公共工事設計労務単価の引き上げを受けて、貴社の技能労働者の給与を上げますか？
又は引き上げましたか？

	社数	比率
1. 引上げに準じた率で給与及び一時金を引き上げる又は引き上げた	13	11.4%
2. 引上げに準じた率で一時金を引き上げる又は引き上げた	12	10.5%
3. 給与は、公共工事設計労務単価の引き上げとは別に判断する	76	66.7%
4. その他	13	11.4%
計	114	100%

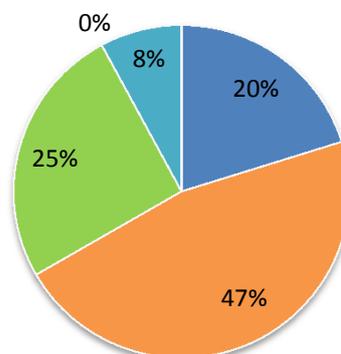
- ・2%引き上げた
- ・引き上げ率とは別に、給与及び一時金を引き上げた
- ・引き上げ率に準じた率ではないが、給与を引き上げた
- ・今年度は様子を見て、来年度引き上げる
- ・利益があれば引き上げる
- ・受注増になれば検討する
- ・1年を通じて利益が出れば検討する
- ・労務単価が下がっていても、労務費は下げていなかったの、少し間をおいて引き上げる
- ・前年まで労務単価は下がっていたが、当社では労働者の給与は下げていない。
- ・技術者不足で新卒技術者を獲得するために給与引き上げをする
- ・旧年度単価の請負工事中のため別判断



- 1. 引上げに準じた率で給与及び一時金を引き上げる又は引き上げた
- 2. 引上げに準じた率で一時金を引き上げる又は引き上げた
- 3. 給与は、公共工事設計労務単価の引き上げとは別に判断する
- 4. その他

問5. 公共工事設計労務単価の引上げを受けて、技能労働者の給与を決定する際に最も考慮する項目は何ですか？

	社数	比率
1. 資格	23	20.2%
2. 職責	53	46.5%
3. 経験	29	25.4%
4. 年齢	0	0%
5. その他	9	7.9%
計	114	100%



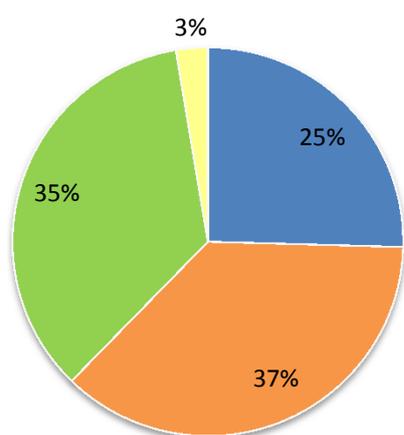
- ・人間性、安定性、仕事処理能力
- ・実績
- ・給与は、公共工事設計労務単価の引き上げとは別に判断する。

- 1. 資格
- 2. 職責
- 3. 経験
- 4. 年齢
- 5. その他

問6. 公共工事設計労務単価の引き上げを受けて、協力会社の下請代金(技能労働者の給与)に反映させますか？又は反映させましたか？

	社数	比率
1. 公共工事設計労務単価の引き上げを受けて、これに準じて反映させる又は反映させた	29	25.4%
2. 公共工事設計労務単価の引き上げを受けて、協力会社との交渉結果による	42	36.8%
3. 下請単価は、需要と供給のにより決まるので、公共工事設計労務単価の上昇、下落には直接連動していない	40	35.1%
4. その他	3	2.6%
計	114	100%

- ・工事費は連動して上がると思われる。
- ・労務単価の引き上げを受けた工事を受注していない
- ・実感としてないので現在のところ反映するまでに至っていない
- ・建築では、技能労働者不足で単価が高騰している。



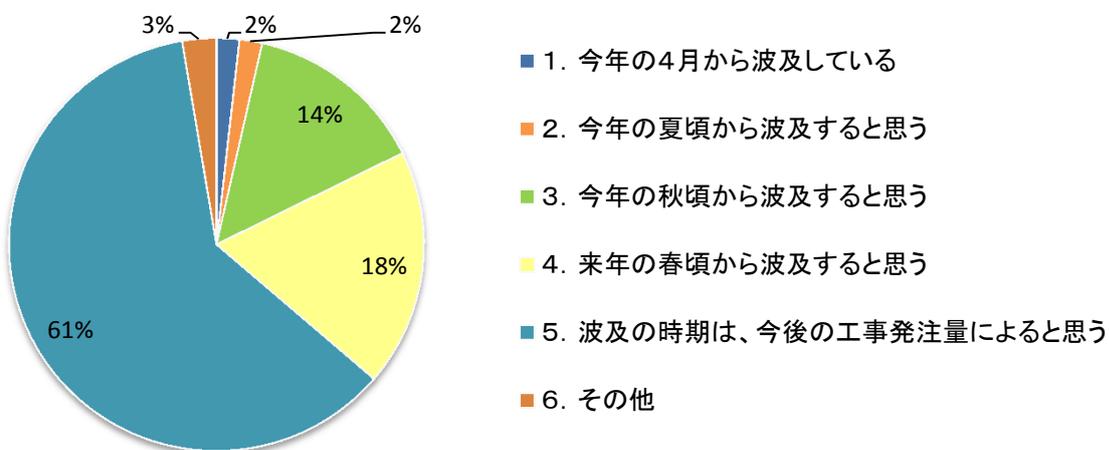
- 1. 公共工事設計労務単価の引き上げを受けて、これに準じて反映させる又は反映させた
- 2. 公共工事設計労務単価の引き上げを受けて、協力会社との交渉結果による
- 3. 下請単価は、需要と供給のにより決まるので、公共工事設計労務単価の上昇、下落には直接連動していない
- 4. その他

問7. 国では、平成25年度公共工事設計労務単価の改定のポイントとして、賃金水準の確保や社会保険等への加入促進等を上げていますが、全体的に引き上げはどう波及していくとお考えですか？

※未記入1社

	社数	比率
1. 今年の4月から波及している	2	1.8%
2. 今年の夏頃から波及すると思う	2	1.8%
3. 今年の秋頃から波及すると思う	16	14.2%
4. 来年の春頃から波及すると思う	21	18.6%
5. 波及の時期は、今後の工事発注量によると思う	69	61.1%
6. その他	3	2.7%
計	113	100%

- ・建築については関係ないと思う。
- ・あまり波及しない。
- ・今後の発注量にもよるが、より長期的な展望がなければ波及しないと思う

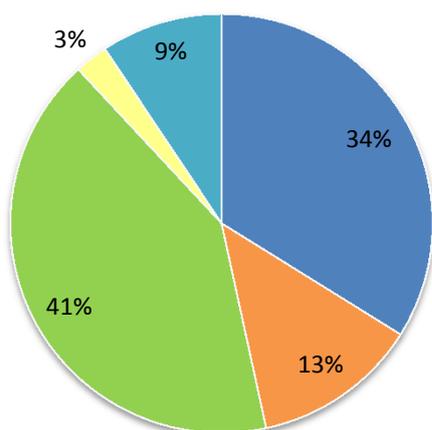


問8. 貴社や協力会社の技能労働者の給与を上げるには、どの様な対策が最も重要とお考えですか？

※重複回答あり

	社数	比率
1. ダumping防止策の強化(最低制限価格の引上げ等)	40	33.9%
2. 公共工事設計労務単価の更なる引き上げ	15	12.7%
3. 給与は、公共工事設計労務単価の引き上げとは別に判断する	49	41.5%
4. 公契約条例(自治体が公共工事受注者に労働者の賃金を確保させる)の制定	3	2.5%
5. その他	11	9.3%
計	118	100%

- ・予定価格を引き上げる。H25年入札物件赤字工事
- ・設計歩掛の改善(歩掛りが安すぎる)
- ・労務の実態に基づく、適正な歩掛の見直し
- ・労務単価算出方法の改善(通年雇用を前提とした調査と単価設定)
- ・山間僻地割増のさらなるアップ。(労務単価が県下全域一定なので)
- ・元請会社を協力会社に、利益を出してもらう
- ・単価の引き上げだけでなく、安定的な発注が必要
- ・点数制度の入札により、仕事が取れる会社は取れて、仕事が取れないところは取れないといったように受注が偏っている



- 1. ダumping防止策の強化(最低制限価格の引上げ等)
- 2. 公共工事設計労務単価の更なる引き上げ
- 3. 給与は、公共工事設計労務単価の引き上げとは別に判断する
- 4. 公契約条例(自治体が公共工事受注者に労働者の賃金を確保させる)の制定
- 5. その他

【社会保険加入状況等について】

問9. 社会保険等への貴社の加入状況についてお答えください。

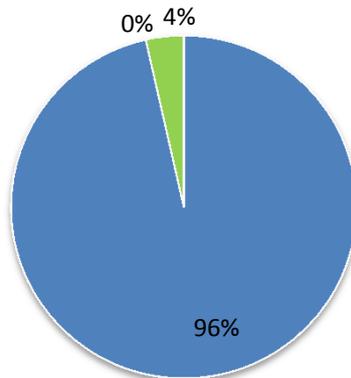
注1). 「適用除外とは、企業において従業員規模等により各保険の適用が除外される場合をいいます。

注2). 健康保険について、必要な手続き(健康保険被保険者適用除外承認申請による承認)を行って国民健康保険組合に加入している場合も、適用除外に区分して下さい。

イ. 健康保険

※未記入1社

	社数	比率
1. 加入している	109	96.5%
2. 加入していない	0	0%
3. 適用除外	4	3.5%
計	113	100%

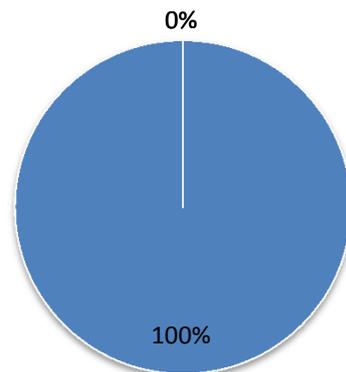


- 1. 加入している
- 2. 加入していない
- 3. 適用除外

ロ. 年金保険

※未記入1社

	社数	比率
1. 加入している	113	100%
2. 加入していない	0	0%
3. 適用除外	0	0%
計	113	100%

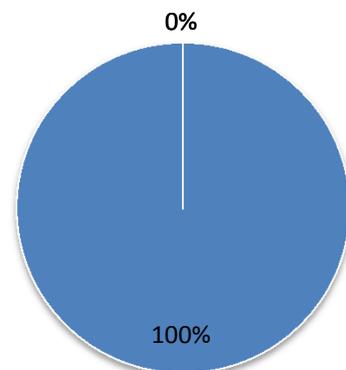


- 1. 加入している
- 2. 加入していない
- 3. 適用除外

ハ. 雇用保険

※未記入1社

	社数	比率
1. 加入している	113	100%
2. 加入していない	0	0%
3. 適用除外	0	0%
計	113	100%

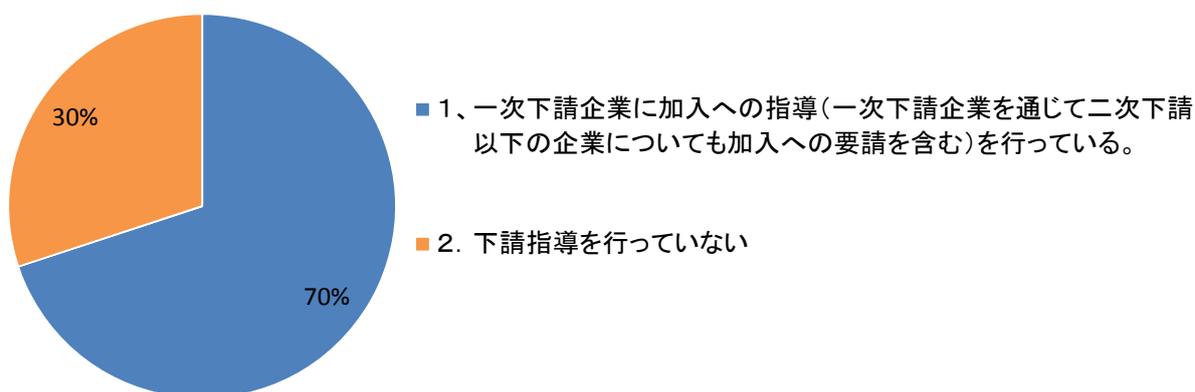


- 1. 加入している
- 2. 加入していない
- 3. 適用除外

問10. 元請の下請指導(社会保険等への加入)についてお答えください。

※未記入1社

	社数	比率
1. 一次下請企業に加入への指導(一次下請企業を通じて二次下請以下の企業についても加入への要請を含む)を行っている。	79	69.9%
2. 下請指導を行っていない	34	30.1%
計	113	100%



問11. 今後、標準見積書(法定福利費の内訳を明示)に則った見積書を尊重した適切な契約が求められますがどのようにお考えですか？

※未記入3社

	社数	比率
1. 標準見積書に則った見積書を尊重した契約を行う予定である	81	73.0%
2. 標準見積書に則った見積書の提出は求める予定はない	30	27.0%
計	111	100%

